平成２９年（フ）第１２３号
愛知県豊橋市西浜町23番地４（３―305）
債務者　友美商会こと　青山　　浩
1　決定年月日時　平成29年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月16日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第３３３６号
大阪市城東区新喜多１丁目２番７―1604号
債務者　柏原ゆきこ
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４７２号
大阪市住之江区南港中５丁目６番21―519号
債務者　清水　晃子
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８９号
岡山市中区海吉2190番地９
債務者　森谷　加奈
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月１日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９６号
岡山市東区神崎町2698番地　神崎市営住宅２番館204号
債務者　山岡　憂子
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３０２号
岡山市北区幸町９番22号　樹宝マンション402
債務者　中原　紋子
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２号
大分県速見郡日出町大字川崎85番地２　手嶋アパート
債務者　小石美代子
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月25日午前10時30分
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２９年（フ）第２１号
沖縄県石垣市字大浜1355番地８
債務者　長間　素子
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月30日午前10時
那覇地方裁判所石垣支部

平成２９年（フ）第２２号
沖縄県石垣市字新川2212番地　県営住宅新川団地９号棟301号
債務者　仲村　實夫
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月30日午後４時
那覇地方裁判所石垣支部

平成２９年（フ）第５７０号
東京都昭島市宮沢町３丁目11番21号サンハイツコマチ302号
債務者　白川　　晃
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月26日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２７５号
静岡県浜松市中区葵西３丁目８番16号　パルコート301号、前住所静岡県浜松市中区高丘北１丁目５番14―304号　ピュアライフ高丘
債務者　渡邉　好典
1　決定年月日時　平成29年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２７６号
静岡県浜松市中区葵西３丁目８番16号　パルコート301号、前住所静岡県浜松市中区高丘北１丁目５番14―304号　ピュアライフ高丘
債務者　渡邉　眞子
1　決定年月日時　平成29年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２８７号
静岡県浜松市北区新都田２丁目33番46号　アニーセレスト101号
債務者　長田　幸久
1　決定年月日時　平成29年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２９５号
静岡県浜松市西区入野町16408番地の２ハミングシマヅ202
債務者　疋田ひとみ
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１３９号
愛知県田原市光崎１丁目５番地６
債務者　堀江　尚生
1　決定年月日時　平成29年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月30日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部